

# 五十公野公園野球場芝生養生管理業務委託 仕様書

## 1 委託場所

- (1) 名称 五十公野公園野球場
- (2) 所在地 新発田市五十公野地内

## 2 芝生の種類・面積

- (1) 芝生の種別 高麗芝
- (2) 面積等 外野芝生 8,400 m<sup>2</sup>  
ランナー芝生 600 m<sup>2</sup>  
スタンド芝生 1,505 m<sup>2</sup>

## 3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

内容	場所	回数
芝生施肥	外野	年5回
	スタンド	年2回
殺菌+殺虫剤散布	外野	各3回
除草剤散布（発芽抑制剤含む）	外野	年3回
サッチング	外野	年1回
ランナー切取		年1回

## 5 一連の管理業務実施日

それぞれの業務内容に係る一連の業務日数はおおむね3日を期限とし、この期間内に施設の一般使用に支障のないよう発注者と協議しなければならない。

## 6 整備用機械、器具及び薬剤等

業務に必要な機械、器具及び薬剤等は全て受注者の負担とする。

## 7 業務実施計画書

受注者は、事前に次の内容を記載した業務計画書（受注者の任意様式）を発注者に提出し承認を得ることとする。

- (1) 業務の実施順序
- (2) 現場責任者の住所及び氏名

## 8 その他

- (1) 天候等不可避の理由により業務日程等に変更が必要となる場合は、事前に発注者に報告し承認を得ることとする。
- (2) 異常気象、その他突発的な災害等の不測事態発生により芝生に異常が生じた場合、双方協議の上、速やかに対処することとする。
- (3) 不足事態発生以外において、芝生養生管理が原因で損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償金として発注者に支払うこととする。
- (4) この仕様書に記載されていない事項について、これに付帯し又は必要と認めた軽微な業務は、契約金額の範囲内で行うこととし、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定することとする。

## 9 請求書提出先 新発田市役所本庁舎6階 スポーツ推進課 TEL 0254-28-9660

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。